

## 縦覧期間の短縮等、NPO法人の認証手続きが変更されます

平成27年11月26日に第2回愛知県国家戦略特別区域会議が開催され、NPO法人の設立迅速化の事業が本県特区の区域計画に位置付けることが決定されました。

これに伴い、内閣総理大臣の認定を経て、平成28年1月から以下のとおり特定非営利活動促進法（NPO法）の特例が適用されます。

### ～特例のポイント～

- ①認証申請（設立、定款変更及び合併）における申請書類の縦覧期間が、2か月から2週間に短縮されます！

※なお、補正書の提出期限は1か月から1週間に短縮されます。

- ②これに伴い、認証までの期間が4か月以内から2か月半以内に短縮されます！

- ③公告に代え、インターネットの利用による公表を2週間行います。

（あいちNPO交流プラザのウェブサイトにて公表します。）

### 【設立認証手続きの変更点】

項目	現行	変更後
申請書類の縦覧期間	受理日から2か月	受理日から2週間
認証の申請の公告及び公表方法	愛知県公報に登載して公告	インターネットの利用により公表
公告及び公表事項	【公告する事項】 1. 申請のあった年月日 2. 申請に係るNPO法人の名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地、定款に記載された目的	【公表する事項】 1. 申請のあった年月日 2. 次の書類に記載された事項 (1) 定款 (2) 役員名簿（氏名、住所、報酬の有無を記載） (3) 設立趣旨書 (4) 事業計画書（2事業年度分） (5) 活動予算書（2事業年度分）
補正書の提出期間	受理日から1か月以内	受理日から1週間以内

※定款変更及び合併認証手続きの公表事項は、内容により異なりますので、詳しくはあいちNPO交流プラザのウェブサイトでご確認ください。

### 【お問い合わせ】

愛知県社会活動推進課NPOグループ

（あいちNPO交流プラザ）

電話：052-961-8100

ウェブサイト：<https://www.aichi-npo.jp/>